

債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないとした事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和1年9月19日

【事件番号】 平成30年（受）第1137号

【事件名】 請求異議事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 民事執行法 145条・155条、改正前民法 147条・149条・155条、改正後民法 148条・149条・154条、民事訴訟法 110条・113条・147条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25570459

事実の概要

1 事案

Xは、平成12年4月、Yより336万円を借り受け、この債務に関して、返済期限を平成12年8月27日、利息年15パーセント、遅延損害金年30パーセントとし、執行受諾文言を含む公正証書を平成12年8月22日に作成した。

Yは、平成20年6月、鹿児島地方裁判所に対し、公正証書を債務名義として、Xを執行債務者、ゆうちょ銀行に対する貯金債権を差押え債権とする債権差押命令の申立をし、これを認容する債権差押命令が発令された。

平成20年7月、差押命令が第三債務者であるゆうちょ銀行に送達され、同銀行は、通常貯金2件1,032円が存在することを記載した陳述書を鹿児島地方裁判所に提出した。一方、Xに対しては、本件差押命令の送達が完了せず、その後再送達などの手続が取られることもなかった。

平成28年6月、Yは債権差押命令申立てを改めて行い、これを認容する債権差押命令の請求債権には元金のほか同日まで累積した遅延損害金600万円近くが含まれることとなった。これに対し執行債権は時効が成立しているとして、Xが請求異議の訴えの提起をしたのが本件である。

2 訴訟の経過

第一審鹿児島地方裁判所 鹿屋支判平29・7・10 (LEX/DB25564302) は、「債権者が差押命令正本の債務

者への送達を完了するために自身がなすべき手続を行わずに放置して差押手続の完了を頓挫させ、本来の時効期間を超えてさらに長期間（中略）が経過してもなお当該債権の債務者に対して債権差押命令正本の送達等がなされなかったような場合には、債務者が差押手続の開始を知らなかったことで不測の不利益を被ることがないよう、債権差押えによる時効中断の効力は生じていないものと解するのが相当である。」とした。

控訴審福岡高宮崎支判平30・3・28 (LEX/DB25564303) は一審を支持するとともに、「被控訴人が本件債権差押命令による貯金債権の差押えを了知しうる状態に置かれたとは認められない事実関係の下においては、本件債権差押命令による本件貸金返還請求権の消滅時効中断の効力は生じないものと解するのが相当である。」としてYの控訴を棄却した。Y 上告。

判決の要旨

破棄自判。

「民法155条は、差押え等による時効中断の効力が中断行為の当事者及びその承継人に対してのみ及ぶとした同法148条の原則を修正して差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぼす場合において、その者が不測の不利益を被ることのないよう、その者に対する通知を要することとした規定であると解され（最高裁昭和47

年（オ）第723号同50年11月21日第二小法廷判決・民集29巻10号1537頁参照）、差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者又はその承継人に生じさせるために、その者が当該差押え等を了知し得る状態に置かれることを要するとする趣旨のものであると解することはできない。しかるところ、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者は、中断行為の当事者にほかならない。したがって、上記中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと解するのが相当である。」

判例の解説

一 はじめに

差押えには、処分禁止などに加えて、消滅時効の中断（民法改正後は「時効完成の猶予」と用語が変更される）の効力がある。

改正前民法155条（改正後154条）には、消滅時効中断の要件として、「仮差押え・差押え」があげられており、債権差押え（執行法143条以下）の効果として執行債権の消滅時効の進行中断があることに異論はない。

執行債権の時効の進行が中断する要件は、まず民法155条に「差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。」として、時効が進行しつつある債権の債務者に対する「通知」を要するとあり、また債権執行については民事執行法145条5項に「差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。」として、債権差押命令の「送達」を必要的要件と規定し差押えの効力発生を差押命令の送達時としている¹⁾。

以上の規定を前提としてその文言の解釈について、「時効の利益を受ける者」の範囲、「通知」ないし「送達」の方式などが問題となってきた²⁾。

債権差押えにおいては以上の規定に準じて、債権差押命令が、第三債務者と執行債務者に対して裁判所から送達されるのが通常の実務である。

しかし、本件事例においては、執行債務者に対する差押えの通知ないしは送達が完了しなかったために、時効中断の効力の有無が問題となった。

二 債務者に対する送達

本件は、平成12年に金銭貸借を行い、その後当該貸借についての執行証書を作成した。執行証書作成が貸付の4カ月後で、また弁済期が執行証書作成の5日後と短いのは、おそらく契約書のない金銭貸付の取立てに際して若干の猶予を与えるとともに執行証書の作成を求め、債務者もそれに応じたものであろう。

しかしながら、執行証書で合意した弁済期を過ぎても債務は返済されなかったが、債権者はすぐに差押え等をするのではなく、約8年後の平成20年になって債務者の郵便貯金口座に対して債権差押えを申し立てている。8年間の間が空いた事情は不明だが、この差押えによって貸金の回収か、あるいは10年での時効成立を中断させるか、どちらかあるいは両方の意図があったと思われる。

しかし、一度目の債権執行では、差押命令は第三債務者のゆうちょ銀行には送達されたものの、債務者が届け出ていた住所に居住しておらず、転居届の手続もしていなかったため債務者への送達が不奏功に終わっている。

民事執行法155条によれば、債務者への差押命令の送達は必要要件であるから、取立ては一旦保留し、再度の送達を検討せざるを得ない。

しかしその後、債権者の自助努力により債務者の現住所・居所を調査して裁判所に再送達を申し出たり、あるいは債権者自らが債権差押えがなされたことを債務者に「知らせる」ことについての努力がなされることもなく³⁾、結局は送達も通知もなされないままとなった。

さらにその8年後の平成28年に、同一の執行債権について二度目の債権差押えの申立てがなされたのが本件である。

この申立てに対し債務者は、差押え債権は執行証書で約定した弁済期からすでに10年以上が経過し、一度目の差押えの通知がなされていないことから、時効中断の効力も発生していないので債務は消滅していると主張した。

三 時効中断効発生時期

本件においては、時効中断の効力の有無について争われているところ、時効中断の効力が手続のどの段階で発生するかについては解釈の余地がある。

極論を試みれば、民法147条が「差押え……

によって中断する」としていること、さらに民法149条において「手続の消失から遡及して効力が消失する」ということは、手続が消失する時点ですでに差押えの効力が存在することを前提としているから、送達不能で差押手続が消失するかどうかなどの局面においても差押えの効力はすでに発生しているので、時効中断の効力も発生していると考えられることもできる。

次に民事執行法145条4項が、「差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる」としていることから、手続申立て時ではなく送達の時点と解することができる。ちなみに本条文は「第三債務者に」と限定していることから、本件のように執行債務者への送達の有無が問題となった場合に適用できる条文かどうか疑問となる。

さらに民法155条も、「差押え……は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない」としていることから、時効の利益を受けるものとは執行債務者、そして差押えがされるのは第三債務者であるとして、「その者」すなわち執行債務者に通知をした後でなければ、時効の効力が生じないと解されてきた。

以上の規定の状況で、差押えによる消滅時効の効力についての最高裁判例は、件数は少ないながら、若干変転をしてきている。

①最判昭43・3・29(判タ221号129頁) 動産執行において、債務者の所在不明のために執行不能に終わった場合には時効中断の効力を生じないとした。

②最判昭50・11・21(判タ330号250頁) 物上保証人に対する不動産競売において、競売開始決定が送達完了した事例において、時効中断の効力を認定した。

③最判昭59・4・24(判タ526号138頁) 動産執行について、消滅時効中断の効力発生は、申立てをした時点であるとした。

④最判平7・9・5(判タ911号90頁) 物上保証人に対する不動産競売において、債務者への送達が付郵便送達によって発送されただけでは、中断の効力を生ぜず、債務者の「了知」が必要であるから、正本の到達によって効力を生じるとした。

⑤最判平8・7・12(判タ921号114頁)⁴⁾ 物

上保証人に対する不動産競売において、債務者の了知が必要で、正本の送達が到達した時に時効中断の効力が生じるとした。

⑥最判平14・10・25(判タ1111号133頁)⁵⁾ 物上保証人に対する不動産競売において、債務者の所在が不明で公示送達によった場合でも、掲示開始から2週間で時効中断の効力が生じるとした。

⑦最判平18・11・14(判タ1227号116頁) 物上保証人に対する不動産競売において、債権者の承継があった事実を債務者に通知していなくても時効中断の効力が生じるとした。

大まかにいって以前は、時効中断の効力が生じるためには、債務者への送達・通知が到着していること、ないし債務者が了知していることを要した(④⑤判決)が、近時は、公示送達による時効の中断を認め(⑥判決)、債権者の承継の事実についてとはいえ、債務者への通知がなくても時効中断の効力が生じる(⑦判決)とするなど、時効中断を認める傾向がある。

本件の原審および控訴審は、債務者に対する通知がなされたという事実が認められず、債務者に時効中断の了知があるとは認められないことから、時効完成を認め、請求異議を認容し債権差押えを認めないという結論にいたっている。

一方、本判決は、債権差押えに際して債権者に対する通知がなされていないけれども、すなわち了知が存在しなくても時効は中断するとした。

四 了知の必要性

これまでの判例・学説・実務ともに、民法155条により、時効の中断を生じさせるためには債務者への請求ないしは差押え等の事実の通知等が必要であると解されてきた。つまり差押え等は、「時効の利益を受けるものに対してしないとき」すなわち、時効の利益を受けない者に対する場合には通知が必要であるところ、時効の利益と無関係である第三債務者に対して差押えをする債権差押えにおいては155条による通知が不可欠であると解していた。

しかし本判決においては、債権差押えにおいて執行債務者は差押えを受ける当事者であるから、民法155条にいう「時効の利益を受ける者」に該当するので、通知が不達で債務者に了知が生じ

なくとも時効の中断の効力が生じるとした。

原審・原々審では執行債務者を民法 155 条という「利益を受ける者」と解し、本件はそれに「対してしないとき」に該当するから、通知つまり了知が必要であるとしたのに対して、本件最高裁判決は民法 155 条の適用外の事案であるとした。

では民法 155 条がいう、「利益を受ける者に対してしないとき」の具体例はなにかということが疑問になるが、これはたとえば、判例②④⑤⑥⑦のような物上保証人が差押えを受け債務者が時効の利益を受ける場合などがあげられよう。

五 手続法における了知

裁判手続においては手続保障の観点からも当事者の了知の有無は重要な点である。

民事訴訟手続の一種である執行手続では、了知の必要性は高いので、送達ができなかった場合には当事者の手続保障の観点からも手続を進めないことがふさわしいこともある。しかしそれは手続法からの観点であり民法上の制度である消滅時効の中断の成否にスライドさせる必要は必ずしもないのではないかと。

差押えが却下あるいは取り下げられた場合には、差押えの効力もなくなり、時効中断の効力も遡及して消滅する（民法 149 条）ので債務者の了知が欠けるような場合は、大抵の場合には執行の手続が進行せず、時効中断の効力もなくなるので、時効についての問題は生じないことになる。

しかし、債権差押命令が決定し、第三債務者に送達され、取立権が発生したことで手続が一応の完結をする債権差押えの場合、本件のように取立てをせずに放置しておくことも可能である。本件において、20 年近くに渡り執行手続が完了しなかったのは、以上の点とも無関係ではないだろう。

そうすると、時効を中断させるのみで、回収の努力をしない権利の上に眠った債権者なのではないかという疑念も生じないではない。そのような債権者であった場合にまで、20 年越しの権利行使を認めることがふさわしいのかどうか疑問なしとしない。

この点については先般の民事執行法改正においても議論されたところであり、改正民事執行法 155 条 5 項以下が、取立権を放置する債権者に対する新たな施策をうちだしているところである。

六 本判決の評価と射程

本件においては、送達が不奏功であったことをうけて、公示送達（民事訴訟法 113 条）の申立てをしていれば、⑥判決にも示されたように掲示開始から 2 週間に到達が擬制できたのである。しかしそのような手段を講じなくても債権執行の申立てをしておけば、時効の進行を中断し、債権を保全し続けられるということになり、いきすぎの感がある。

一方で、本件事例で時効が成立するとすれば債務者が行政や債権者や銀行に対して転居を届け出ずに転居をして、債権者から雲隠れをし時効の成立を待つという債務の踏み倒しや、執行妨害などを誘発することにもなりこれも妥当とはいえない。

先に提示したこれまでの一連の判例では、執行債権の時効中断については債務者の了知が必要であるが、公示送達でもよい、としていたところ、本件では、債権差押えにおいて時効中断の成否に債務者の了知は無関係であるとする判断となったが、いずれも物上保証人に対する執行や動産執行に対するものであり、債権執行による執行債権の時効の成否について問題となったのは本件以外には例がみられない。

本件は執行手続一般において了知が不要としたのではなく、あくまで債権差押えにおける時効成立に限定し、債権執行における民法 155 条の適用の解釈を示したものであるが、今後の実務を注目させる事例である。

●—注

- 1) 川合健「155 条」川島武宜編『注釈民法 (5)』（有斐閣、1967 年）。法制審議会『民事執行法の改正に関する中間試案』（金融財政事情研究会、2017 年）66 頁以下。
- 2) 吉岡伸一「差押え等による時効中断及びその取消の遡及効について」岡法 55 巻 2 号 249 頁、吉田光碩「物上保証人に対する担保執行と時効の中断」判タ 1138 号 46 頁。
- 3) 本件原々審判決理由中の事実認定による。
- 4) 孝橋宏「⑤判決評釈」曹時 50 巻 12 号 168 頁、山下純司「⑤判決評釈」法協 117 巻 10 号 1519 頁
- 5) 坂原正夫「⑥判決評釈」法研（慶応大学）76 巻 8 号 124 頁、原田剛「⑥判決評釈」民商 130 巻 4 = 5 号 811 頁、谷口安史「⑥判決評釈」曹時 57 巻 3 号 916 頁。

駒澤大学准教授 岡田好弘